

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部下水道計画課】	193
○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】	196
◇ 教育委員会	
○ 北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部特別支援教育課】	197
○ 北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学務部教職員課】	198
◇ 訂 正	
○ 第3194号の訂正【北九州市道路公社】	199

北九州市上下水道局公告第10号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月3日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

1 調達内容

- (1) 牧山川雨水幹線（その3）発生土処理業務委託
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成26年3月19日から平成26年9月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年2月24日ま

でに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

イ 日時 公告の日から平成26年3月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成26年3月12日は、午後2時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第1入札室

イ 日時 平成26年3月11日午後3時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望するものは、平成26年2月24日までに競争参加の申出書を北九州市上下水道局下水道部下水道計画課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成26年3月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第2入札室

イ 日時 平成26年3月19日午後3時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程にお

いて準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2480

6 Summary

(1) Product and Quantity

Makiyama River Main Rainwater Drain(3)
Generated Soil Disposal Outsourcing

(2) Deadline of Tender(by hand)

3:00p.m., March 19, 2014

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., March 18, 2014

(4) For further information, please contact:

Sewer System Planning Division, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第4号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成26年2月3日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
8099	ライフライン 留村 美亘	福岡県遠賀郡岡垣町 中央台一丁目13番 25号	平成26年2月1日 から平成30年5月 31日まで

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則をここに公布する

平成26年2月3日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第2号

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則

北九州市立特別支援学校高等部学則（昭和49年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出し中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、「北九州市立八幡特別支援学校」の次に「、北九州市立八幡西特別支援学校」を加え、同項中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、「、北九州市立八幡特別支援学校」の次に「、北九州市立八幡西特別支援学校」を、「北九州市立八幡特別支援学校の項中「22人」とあるのは「31人」と」の次に「、同表の北九州市立八幡西特別支援学校の項中「13人」とあるのは「17人」と」を加える。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月3日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第3号

北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰に関する規則
の一部を改正する規則

北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰に関する規則（平成16年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「教育活動」を「教育活動等」に、「教員」を「教職員」に改める。

第1条中「という。）」の次に「、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第60条第1項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する学校栄養職員（以下「学校栄養職員」という。）（以下これらを「教職員」という。）」を、「教育活動」の次に「その他学校運営に関する活動（以下「教育活動等」という。）」を、「もの」の次に「（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を加える。

第2条第1項各号列記以外の部分中「表彰は、教員が」を「教員の表彰は、」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「教員」を「教職員」に、「教育活動」を「教育活動等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事務職員及び学校栄養職員の表彰は、それぞれの職務分野において優れた成果を上げ、学校運営に大きく貢献している事務職員及び学校栄養職員で、教育委員会が適当と認めたものに対して行う。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成26年	第3194号	108	上から1 3行目～ 14行目	(1) 福岡 県内に本店 、支店又は 営業所を有 する法人等 (以下、「法 人等」と いう。)で あること。	(1) 福岡 県内に本店 、支店又は 営業所を有 する法人(以 下、「法人」と いう。)であ ること。